

「つながろまい津島」患者支援開始までの流れ

平成31年4月1日改正

① 患者（家族）への説明

- ・かかりつけ医（医科・歯科）
- ・ケアマネジャー
- ・訪問看護師 など

・かかりつけ医とケアマネジャーなどで、事前に「つながろまい津島」を利用することの確認を済ませてから患者（家族）へ説明する。

② 同意書の記載

- ・患者（家族）

・同意書は、患者（家族）と市【高齢介護課地域包括ケアグループ】が、1枚ずつ保管する。

③ 高齢介護課地域包括ケアグループに同意書などを提出

- ・患者（家族）より同意を得た人

・同意書と併せて、「患者・支援チーム登録申請書」に患者と支援チームの情報を記入して提出する。

④ 患者登録と支援チーム登録

- ・高齢介護課地域包括ケアグループ

・患者と支援チームを登録する。
・「つながろまい津島」に参加していない事業所に、できる限り参加を促す。

⑤ 支援チームに連絡

- ・高齢介護課地域包括ケアグループ

・支援チームに加わった全事業所へ、登録完了と情報共有開始を連絡する。

支援チームによる情報共有スタート

※ 登録できる患者条件・・・原則、津島市在住者で患者（家族）の同意を得た方が対象です。
※津島市外在住者については、お住まいの市町村へご連絡ください。

※ 参加できる事業所条件・・・津島市医師会・歯科医師会・薬剤師会の会員、津島市内の介護サービス事業所、その他津島市が認めた事業所などが対象です。

※ 運用者は津島市であり、登録患者や支援チームの把握・管理や各種相談に応じます。

※ 支援チームの追加や削除、患者さんの死亡等による終了の際には、下記へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

津島市 健康福祉部 高齢介護課 地域包括ケアグループ 電話 0567-55-9471